

愛国学園大学における研究活動上の不正行為防止のための取り組みに関する公表

愛国学園大学は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日)に基づき、研究活動上の不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応を図るため、「愛国学園大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を定め、以下の取り組みを行っています。

第1章 総則

1. 愛国学園大学における研究活動とは、科学研究費補助金等競争的資金、本学資金による研究費、企業からの受託研究費等本学で行われるすべての研究活動をいう。
2. 研究活動上の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用をいう。

第2章 研究者の責務及び不正行為の事前防止

1. 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
2. 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データなど文書や電子データ・画像などは原則10年、実験試料や標本などは5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
3. 研究者は、研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学的コミュニティへ公開する。
4. 研究活動に関わる者を対象に、定期的に研究倫理教育を実施する責任者として、教務委員長を研究倫理教育責任者とする。

第3章 研究活動上の不正行為への対応

第1節 告発の取扱い

1. 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、事務局総務課に研究活動の不正行為に関する告発等を受け付けるための窓口（以下「告発窓口」という。）を設置する。

場所→四街道市四街道 1532 愛国学園大学事務局総務課

連絡先→（電話）043-424-4433、（FAX）043-424-4323

受付方法→書面・電話・FAX・面談いずれの方法でも結構です。

2. 告発は、原則として、顕名により行われるものとし、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者の氏名、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されていなければならない。
3. この規程に定める業務に関わるすべての者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査が完了し調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければ

ならない。

4. 悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を害する等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。）を防止するため、告発者に協力を求める場合がある。また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等があり得る。

第2節 事案の調査

1. 告発窓口は、告発を受けた後速やかに、不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から、告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能にするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
2. 予備調査の結果、告発を受けた日から起算して 30 日以内に、速やかに本調査を行うか否かを決定する。そして、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対し本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。また、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。
3. 本調査を実施することを決定したときは、当該告発事案に関する調査を実施するため、研究活動上の不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
4. 調査委員会は、次の委員をもって組織する。
 - 一 副学長（統括管理責任者）
 - 二 総務委員長
 - 三 事務局長
 - 四 法律の専門的知識を有する有識者等外部有識者 4 名以上
 - 五 その他学長が必要と認めた者
5. 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に本調査を開始する。そして、調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、速やかに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
6. 調査委員会は、本調査の対象者に対し、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の提出を求め、当該資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により本調査を行う。この際、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

第3節 研究活動上の不正行為の認定

1. 調査委員会は、本調査を開始した日から起算し、原則として 150 日以内に調査した内容をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合はその内容、不正行為に関与したものとその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
2. 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じ

- て告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
3. 調査委員会の調査において、被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的論拠を示して説明しなければならない。
 4. 調査委員会は、前3項により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
 5. 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。
 6. 学長は、速やかに、調査委員会の調査結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者、被告発者及び被告発者以外の不正行為に関与したと認定された者に通知する。また、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。
 7. 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に調査委員会に対して不服申立てをすることができる。また、悪意に基づくものと認定された告発者についても、同様に不服申立てをすることができる。
 8. 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。審査の結果、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、速やかに学長に報告し、学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
 9. 調査委員会は、前8項の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合、被告発者等不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力を求める。被告発者等不服申立人から、協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
 10. 調査委員会は、再調査を行う決定を行った日から起算して30日以内に再調査を行い、再調査の開始日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。そして、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。
 11. 学長は、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。また、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。
ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいした場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
 12. 悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員・所属、調査方法等を公表する。

第4章 研究活動上の不正行為に対する措置

1. 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、関与したとは認定され

ないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して、速やかに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずる。

2. 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正等の措置を勧告する。
3. 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、本学就業規則の規定により、懲戒処分を行う。また、告発が悪意に基づくものと認定された場合であって、告発者が本学教職員のときは、本学就業規則の規定に従って、処分等の適切な措置を講ずる。